

下半期 予算執行状況

令和3年度の予算執行状況（令和4年3月末現在）をお知らせします。

一般会計予算額は、補正予算を加えて123億6,721万円。歳出の執行率は91.1%です。一般会計の科目ごとの執行状況と、特別会計・企業会計の執行状況は下の表とグラフのとおりとなっています。

☎ 企画財政課財政係（2階②番窓口） ☎ 0224-53-2112

① 一般会計の状況（歳入・歳出）

歳入		
区分	予算額	収入済額
町税	29億5,070万円	28億3,574万円
地方交付税	19億6,486万円	20億9,255万円
国庫支出金	19億8,262万円	18億3,027万円
町債	6億6,340万円	9,280万円
繰入金	1億4,396万円	1億4,396万円
県支出金	9億5,878万円	8億9,873万円
地方消費税交付金	5億6,588万円	5億6,588万円
寄附金	24億737万円	23億3,352万円
分担金及び支出金	7,989万円	7,819万円
使用料及び手数料	1億257万円	9,926万円
その他	5億4,718万円	5億4,765万円
歳入合計	123億6,721万円	115億1,855万円

執行率グラフ		
区分	執行率	歳入合計
町税	96.1%	115億1,855万円
地方交付税	106.5%	
国庫支出金	92.3%	
町債	14.0%	
繰入金	100.0%	
県支出金	93.7%	
地方消費税交付金	100.0%	
寄附金	96.9%	
分担金及び負担金	97.9%	
使用料及び手数料	96.8%	
その他	100.1%	
歳入合計	93.1%	

歳出		
区分	予算額	支出済額
民生費	36億3,961万円	34億3,957万円
総務費	28億1,537万円	25億4,695万円
教育費	14億5,634万円	13億1,511万円
衛生費	13億2,367万円	12億5,885万円
土木費	12億3,889万円	8億9,405万円
公債費	5億355万円	5億312万円
消防費	3億2,303万円	2億9,872万円
商工費	6億9,049万円	6億7,800万円
農林水産業費	1億6,567万円	1億3,575万円
災害復旧費	8,453万円	7,583万円
その他	1億2,606万円	1億1,711万円
歳出合計	123億6,721万円	112億6,306万円

執行率グラフ		
区分	執行率	歳出合計
民生費	94.5%	112億6,306万円
総務費	90.5%	
教育費	90.3%	
衛生費	95.1%	
土木費	72.2%	
公債費	99.9%	
消防費	92.5%	
商工費	98.2%	
農林水産業費	81.9%	
災害復旧費	89.7%	
その他	92.9%	
歳出合計	91.1%	

② 特別会計・企業会計の状況（歳出）

■ 特別会計				■ 企業会計			
区分	予算額	支出済額	執行率	区分	予算額	支出済額	執行率
国民健康保険	21億3,785万円	19億7,410万円	92.3%	水道事業	5億8,813万円	5億1,711万円	87.9%
後期高齢者医療	2億8,740万円	2億7,444万円	95.5%	公共下水道事業	6億6,403万円	5億7,749万円	87.0%
介護保険	13億9,723万円	12億7,178万円	91.0%				
地方卸売市場事業	341万円	148万円	43.3%				
山南夜間初期急患センター事業	4,064万円	3,508万円	86.3%				

水道週間（6月1日～7日）

大切な水と一緒に暮らす日々



出典（公社）日本水道協会

今年も6月1日から7日まで水道週間が実施されます。日ごろの生活のなかで無くてはならない水道水ですが、使うまで多くの人々のさまざまな手間がかけられて供給されています。ぜひこの機会に水道の大切さと大河原町の水道について考えてみませんか。

災害に備えて

東日本大震災から11年が経過しました。当時、地震や津波によって水をきれいにする浄水場や水を運ぶ水道管が著しい被害を受け、水道が使用できない断水が各地で起こりました。今年に入ってからは、3月16日に福島県沖を震源とする最大震度6強を計測した地震の影響により、給水設備の故障に

よる漏水が町内各所で発生しました。災害が起きてても、私たちの生活を支える大切な水を止めないよう配水施設や水道管を地震に強いものに造り替えるなど、水道づくりに関わる人々は日々努力を続けております。大河原町でも町の道路などに埋設されている古い水道管を毎年計画的に交換し、災害に強い水道づくりを目指しています。

ご家庭に安全・安心な水道水をお届けするために

水道水の安全性を守るため、大河原町では毎月町内4か所で水質検査を行っています。水質に関する基準は、水道法に定められた飲料水としての水質基準に適合しなければならず、各ご家庭の蛇口から出る水を厳しく検査しています。

水道設備の維持管理

私有地内の水道関係の設備は地下に埋まっている管も蛇口もお客様の所有物となります。安全な水道を使う上でご自宅の水道設備の維持管理は欠かせませんので、ご理解ご協力をお願いいたします。☆漏水がおこったとき 漏水を発見したときは町に登録のある水道業者(表①)に修理をご依頼ください。

（費用はお客様負担となります。登録のない業者は修理等ができませんのでご留意願います。） ※漏水箇所や状況によっては水道料及び下水道使用料の減免を受けることができます。 詳しい内容につきましては、上下水道課（☎53-2116）にご相談ください。

表① 大河原町給水装置指定店（町内業者のみ）

事業所名	電話番号
いこい住設(株)	0224-52-2161
(株)さくら設備	0224-53-2510
(有)高木設備工業	0224-53-2868
瀬古設備	0224-53-4679
丸和サンテック(株)	0224-53-3511
(株)枡建設	0224-52-2172
(有)イ-エムエック	0224-52-8730
(株)タカヤ	0224-52-3320
フレッド不動産(株)	0224-52-0466
佐々木設備	0224-86-4380

水抜栓を操作するときの注意点

ご家庭においての凍結防止策や漏水時の一時止めなどのために水抜栓があります。



水抜栓

① 水抜栓の役割 メーターボックス内に水道メーターと一緒に設置されているハンドル状のもの

② 操作方法 水抜栓を操作する場合には、「あける（左）」「しめる（右）」のどちらとも、ハンドルが完全に止まるまで回してください。回している途中はハンドル部分より水が流れるしくみになっています（水抜きのため）が、ハンドルを完全に止まるまで回すことにより、その水も止まるようになっていきます。操作の後はハンドルから水が流れていないか十分にご確認ください。操作が不完全だと水漏れの状態が続くことになり、水道料に影響が出る場合がありますのでご注意ください。

水道事業の運営

水道事業は、皆様から納入していただく水道料金で運営される独立採算が原則の事業です。そのため、料金の未納があるなど水道事業運営に重大な支障をきたすこととなります。多くの人が利用できるよう、また、納入者との公平性を保つためにも、「3ヶ月分未納者」を対象に給水の停止を実施し、初期段階の未納状況で納入を促しています。水道の安定した供給の維持のため、ご理解をお願いします。